

## G7 教育大臣会合子ども向け広報業務委託 公募型プロポーザル実施要領

### 1 目的

G7 教育大臣会合の開催を本県の未来を担う子どもたちの自信と誇りにつなげるため、開催意義の理解や郷土愛を育むきっかけとなる広報を実施する。

### 2 委託業務の内容

「G7 教育大臣会合子ども向け広報業務仕様書（案）」のとおり

### 3 委託期間及び契約限度予定額

契約締結日から令和5年7月31日まで

契約限度予定額 2, 930千円（消費税及び地方消費税を含む）

※上記限度予定額とは別に、契約手続きにおいて予定価格を設定します。

### 4 参加資格

(1) 富山県内に事業所を置く者であること。

(2) 本業務の遂行に係る連絡、調整、打合せ等に際し、迅速に対応できる体制を有していること。

(3) プロポーザルへの参加に必要な諸手続きに遺漏がないこと。

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(5) 次のいずれにも該当しない者。

① 役員等（個人の場合はその者を、法人である場合にはその役員又はその支店もしくは常時契約を締結する事業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者

② 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

③ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められる者

④ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与したと認められる者

⑤ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

⑥ 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していると認められる者

⑦ 参加者（参加者が法人その他の団体である場合は、参加者及びその役員、株式会社にあつては取締役、公益法人にあつては理事、その他の法人等にあつてはこれらに相当する職にある者をいう。）が、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があつた後2年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者

⑧ 参加者が破産者で復権を得ないもの又は会社再生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続き中もしくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き中の者

⑨ 参加者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当する者

⑩ 風俗営業等の規制又は業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項

に規定する風俗営業、同条第4項に規定する接待飲食業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又はこれらに類する業を営む者

- ⑪ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けている者
- ⑫ 県税を滞納している者
- ⑬ 民法（明治29年法律第89号）第20条第1項に規定する制限行為能力者（成年被後見人、被保佐人、被補助人又は未成年者）
- ⑭ 禁固以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者

## 5 参加手続き

### (1) 参加申込

令和5年3月7日（火）17時（必着）までに参加申込書（様式1）を電子メールにより送付してください。（必ず電話で到達確認をお願いいたします。）

なお、参加申し込みを行ったあと、事情により参加を辞退する場合は、3月14日（火）17時までに辞退届（様式任意）を提出してください。

### (2) 質問

本プロポーザルに関する質問がある場合は、3月7日（火）17時までに、「プロポーザル質問書」（様式2）を電子メールにより提出してください。（必ず電話で到達確認をお願いいたします。）

なお、質問への回答は、3月9日（木）を目途にすべての参加者に対して行います。

## 6 企画提案書の内容等

プロポーザルへの参加申込みをした者は、次のとおり書類をご提出ください。

### (1) 提出書類

次の①から④までの書類を電子データにて提出すること。

#### ①広報紙 ラフ案（PDF形式）

- ・ 会合前発行・中学生向けを想定した内容で、広報紙のラフ案を作成すること。作成にあたっては、(3)参考資料を参照すること。ただし、より子どもの理解を深めるために参考資料以外の情報を内容を含んでも構わない。

#### ②企画提案書（様式任意）

- ・ 別紙「仕様書」に定める内容を参照のうえ、提案すること。提案書は、以下の内容を踏まえて作成すること。
  - ア 業務の進め方（業務の具体的な実施方法、業務スケジュールなど）
  - イ 広報紙 ラフ案（①）作成のポイント
  - ウ 小中学生に興味をもってもらうための工夫

#### ③経費見積書（様式任意）

- ・ 本委託業務の実施に伴うすべての経費を算出し、見積書を提出すること。また、経費の内訳が具体的にわかるように記載すること。

#### ④業務実施体制報告書（様式任意）

- ・ 会社等の業務概要
- ・ 責任者氏名及び職務経歴、人員配置・実施体制など
- ・ 過去の類似事例の受注実績

### (2) 提出期限

令和5年3月17日（金）17時まで（必着）

(3) 参考資料

<会合全般>

G7 教育大臣会合特設サイト（富山県HP内）

<https://www.pref.toyama.jp/111005/kensei/kenseiunei/kensei/top/index.html>

G7 広島サミット公式HP（外務省）

<https://www.g7hiroshima.go.jp/index.html>

<両県大学連携によるロゴマーク等作成>

知事記者会見

<https://www.pref.toyama.jp/kensei/governor/kishakaiken/r04nendo/050214.html>

<こどもサミット>

知事記者会見

<https://www.pref.toyama.jp/kensei/governor/kishakaiken/r04nendo/050130.html>

事前学習会

[https://www.pref.toyama.jp/111005/kensei/kenseiunei/kensei/top/summit\\_pre.html](https://www.pref.toyama.jp/111005/kensei/kenseiunei/kensei/top/summit_pre.html)

## 7 審査方法

書面審査により決定します。

※プレゼンテーションは行いません。

## 8 その他

- (1) 提出いただく広報紙ラフ案は、参加事業者1者につき複数の提案も可能とします。
- (2) 次に掲げる者の提案は、無効とします。
  - ① 所定の期日及び場所に提出しなかった者
  - ② 審査関係者と直接又は間接を問わず連絡を求めた者
  - ③ 今回のプロポーザルに関する条件又はあらかじめ指示した事項に違反した者
- (3) プロポーザルへの参加及び企画提案に要するすべての費用は、参加者負担とします。
- (4) プロポーザルの結果については、採用・不採用にかかわらず、後日書面で通知します。
- (5) プロポーザルの結果、採用となった事業者とは、富山県令和5年度当初予算の成立を条件として、県と協議のうえ別途業務委託契約書を取り交わすものとします（県と協議のうえ、プロポーザル時の提案内容から一部修正となる場合もあります。）。

## 9 今後のスケジュール

- |               |                  |
|---------------|------------------|
| (1) 参加申込・質問受付 | 令和5年3月7日（火）17時   |
| (3) 質問の回答     | 令和5年3月9日（木）      |
| (4) 書類提出期限    | 令和5年3月17日（金）17時  |
| (5) 審査結果通知    | 令和5年3月24日（金）（予定） |

## 10 提出先・問合せ先

〒930-8501 富山市新総曲輪1-7

富山県経営管理部行政経営室 G7 教育大臣会合推進班

TEL：076-444-3586

メールアドレス：[ml-g7@pref.toyama.lg.jp](mailto:ml-g7@pref.toyama.lg.jp)

